

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理 に関する基本的な方針

---

## 1. 計画期間

計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年間とします。

## 2. 現状に関する基本認識

現在、羽村市の公共建築物の約 35%は築 30 年以上が経過しており、10 年後の平成 36 年度には、築 30 年以上の公共建築物の割合は約 75%に達することから、これらの施設の更新及び整理統合を検討する時期を迎えています。

このことから、市民サービスの水準を維持・向上しつつ、更新費用の軽減を図るための年次計画を策定し、適切に対応していく必要があります。

## 3. 公共建築物の管理に関する基本的な考え方

「羽村市公共建築物維持保全計画」に定めた 4 つの基本方針（①安全で良好な機能の維持保全、②公共建築物の長寿命化、③環境負荷の低減、④維持保全に係るコストの最適化）に基づき適正な維持管理を図るとともに、役割や機能を集約できるものや、類似、重複している施設については整理統合も視野に入れ、より効率的かつ効果的な行政 サービスを提供していきます。

### （1）点検・診断等の実施方針

保全業務の P D C A サイクル（保全計画の立案・保全業務の実施・保全業務の評価・保全業務の改善）を通じて、劣化が進む前に計画的に点検や劣化度診断を実施し施設の長寿命化を図る（予防保全）ことで、トータルコストの縮減と平準化を図ります。

また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策に生かしていきます。

### （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

保全業務の P D C A サイクルを通じた計画的な維持管理・修繕を行うことで、トータルコストの縮減と平準化を図ります。更新等については、将来的に市が保有していく公共施設を洗い出し対応していきます。

また、点検・診断等の履歴に基づき、計画的に維持管理・修繕・更新等を実施するとともに、その履歴についても集積・蓄積し、老朽化対策に生かしていきます。

### **(3) 安全確保の実施方針**

公共建築物の維持管理・修繕・更新等の優先度は、建築年度、対象部の修繕、更新年度を踏まえ、その設置目的に応じた重要度を設定し、劣化度と合わせて総合的に判定する中で、点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた公共施設については、安全面からリスク評価を行い、危険除去の優先順位に配慮して安全の確保を行います。

また、老朽化により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設が発生した場合は、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

### **(4) 耐震化の実施方針**

新耐震基準以前に建築した施設の耐震性能を確認するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「羽村市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震化を図っていきます。耐震化にあたっては、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め対応していきます。

### **(5) 長寿命化の実施方針**

劣化が進む前に計画的に点検や劣化度診断を実施し予防保全を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

### **(6) 統合や廃止の推進方針**

施設の統合や廃止については、行政需要の変化、維持管理コストや利用状況、施設の老朽化の状況等を総合的に検討し、複合化や民間活用等も視野に入れ対応していきます。

### **(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

総合的かつ計画的な管理を実現するための取組みについては、関係部署間で相互に連携し、全庁的・組織横断的に対応していきます。

また、適宜、職員研修を実施し、情報の共有、意識の向上に努めます。

## **4. 土地の管理に関する基本的な考え方**

羽村市では、約 85 万 m<sup>2</sup>の土地を活用し、行政サービスを提供しており、市有地の割合は 66.7%となっています。

残りの 33.3%は、土地開発公社及び民有地となっており、使用貸借契約や賃貸借契約等により活用している状況にあるため、これら借地の対応について、公共建築物の更新及び整理統合の中で検討していきます。

## 5. インフラ施設の管理に関する基本的な考え方

### (1) 道路

羽村市の道路はその多くが昭和 30 年代から 40 年代の高度成長期に整備されたもので、今後、維持・補修・更新の増大が見込まれます。

また、道路施設については、日常の道路パトロールや定期点検のほか、市民等から寄せられる情報により状況を把握し、事後保全型の維持管理を行っています。

このような状況の中、安全・安心・快適な道路環境を保全し、円滑な道路交通を確保するため、①安全で良好な機能の維持保全、②道路の長寿命化、③環境負荷の低減、④維持保全に係るコストの最適化を基本方針とし、道路の適正かつ計画的・効率的な維持保全に努めます。

### (2) 橋りょう

羽村市が管理する橋りょうは 7 橋あり、そのうち橋長 15m 以上の橋りょうは、羽村橋、堂橋、羽村堰下橋の 3 橋となります。橋が建設されてから、羽村橋は 46 年、堂橋は 37 年、羽村堰下橋は 36 年になり、老朽化が進み、今後、維持・補修費用の増大が見込まれます。これら 3 橋を今後も引き続き安全な状態で利用するとともに、老朽化に伴う架け替え時期を延伸し、財政的な負担を軽減することが必要です。

このため、それぞれの橋梁の劣化や損傷の進行程度に応じ、橋りょうが経年的に著しく劣化、損傷する前に補修する予防的な修繕や、地震に備えた橋脚の補強、落橋防止対策を計画的に行うことにより、橋りょうの長寿命化を図ります。

### (3) 上水道

第 1 配水場までの送水管の 54.7%は昭和 41 年に布設した管であり、また、第 2 配水場までの送水管の 18.8%は昭和 41 年から昭和 50 年の間に布設されており、送水管の老朽化が進んでいます。

また、送水管のほか、取水・浄水・配水の各水道施設や配水管も経年劣化が進んでいます。

今後も市民への安定的な給水を維持するため、施設の健全性や耐震性の観点から更新の重要度・優先度を定め、計画的に送・配水施設及び管路の改修・更新を行います。また、施設の長寿命化をはかり、更新費用及び維持管理費用の平準化を図るため、計画的で適切な予防保全型の維持管理を行います。

### (4) 下水道

羽村市の公共下水道の多くは、昭和 50 年代に布設していることから、平成 36 年度以降に標準耐用年数の 50 年を経過するものが多く、今後、改築更新にかかる費用の増加が見込まれます。

これまでは、問題や不具合が発生してから、清掃や修繕などの対応を行う対症療法型の維持管理を行っていましたが、現在は、継続的な機能確保を図り、安心して生活が送れるよう、施設の健全性や耐震性の観点から重要度・優先度を定め、計画的に改築更新を行っています。

今後も、引き続き施設の長寿命化を図り、改築更新費用及び維持管理費用の平準化により、予防保全型の維持管理を継続していきます。

## **6. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方針**

計画を全庁的な取組みとしていくため、マネジメントを所管する部署において計画の進捗状況を一元的に管理し、関係部署と連携を図りながらマネジメントを進めていきます。

また、マネジメントに必要な情報は、適宜発信し全庁的に共有していきます。

## **7. フォローアップの実施方針**

計画を推進していくにあたり、マネジメントを所管する部署は、関係部署と相互に連携しながら進行管理を行い、計画の進捗状況等については、広報紙や公式ウェブサイト等を通じて、適宜、情報提供していきます。

また、計画期間が30年と長期にわたることから、計画が実情と乖離したものとならないよう、必要に応じて計画を改訂していきます